

○ 高島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成27年3月16日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)に基づく事業(小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾病児童」という。))に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、その福祉の増進に資することを目的とする高島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業。以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の対象者および用具の種類)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目の欄に掲げる用具(以下「用具」という。)とし、当該用具の利用対象者は、同表対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等)とする。

(利用申請手続)

第3条 給付を受けようとする者(以下「給付対象者」という。)の保護者は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に提出するものとする。

(給付の決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、給付対象者の身体の状況、介護の状況、住宅環境、家庭の経済状況等を実地に調査し、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書(様式第2号)を作成し、用具の給付の可否について決定する。

2 市長は、用具の給付を決定した場合にあっては、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)および小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を、給付の却下を決定した場合にあっては、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作または販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとし、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質が

つ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分に勘案の上決定するものとする。

(費用の負担および支払)

第6条 給付対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部または全部を負担しなければならない。この場合において、扶養義務者が負担する額は、別表第2の基準により算定した額とする。

2 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項に規定する負担額を支払うものとする。

3 市長は、用具を納付した業者から給付券を添えて請求があったときは、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部または一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成27年1月1日の給付から適用し、高島市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成21年高島市告示第152号)は、廃止する。

別表第1(第2条関係)

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡 ^{か、瘡、褥} の防止または失禁等による汚染もしくは 損耗を防止できる機能を有するもの
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則とし

	る者	て使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障がいがある者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたもので必要な強度と安定性を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロップ、歩行器等であること。 (1) 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの

パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
--------------------------	---------------	--

別表第2(第6条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額 (単位：円)	加算基準月額 (単位：円)
A	生活保護法(昭和25法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C	A階層およびD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C1 均等割の額のみ(所得割のない世帯)	2,250	230
		C2 所得割のある世帯	2,900	290
D	A階層およびB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1 所得税の年額2,400円以下	3,450	350
		D2 2,401円～4,800円	3,800	380
		D3 4,801円～8,400円	4,250	430
		D4 8,401円～12,000円	4,700	470
		D5 12,001円～16,200円	5,500	550
		D6 16,201円～21,000円	6,250	630
		D7 21,001円～46,200円	8,100	810
		D8 46,201円～60,000円	9,350	940

	D9	60,001円～78,000円	11,550	1,160
	D10	78,001円～100,500円	13,750	1,380
	D11	100,501円～190,000円	17,850	1,790
	D12	190,001円～299,500円	22,000	2,200
	D13	299,501円～831,900円	26,150	2,620
	D14	831,901円～1,467,000円	40,350	4,040
	D15	1,467,001円～1,632,000円	42,500	4,250
	D16	1,632,001円～2,302,900円	51,450	5,150
	D17	2,302,901円～3,117,000円	61,250	6,130
	D18	3,117,001円～4,173,000円	71,900	7,190
	D19	4,173,001円以上	全額	左の徴収基準 月額10%。 ただし、その 額が8,560円 に満たない場 合は、8,560 円

備考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税または市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

- (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員およびそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、父母と児童が同一家屋で生活している世帯はもちろんのこと、父母のうちいずれかがその仕事の都合等により児童と別居している場合であっても、その父母は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)およびそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定および平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項および第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項および第6項、第41条の2、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項および第6項、第41条の19の2第1項、第41条の9の3第1項および第3項、第41条の19の4第1項および第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項および第60条第1項の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される

市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8および同法附則第5条第3項および第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。また生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の有無およびその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税または免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税または当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税または前年度の市町村民税によることとする。

(3) 適用時期

この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 この表において「全額」とは、当該給付対象者の措置に要した費用の額とする。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

様式 略